岩沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩沼市特定 教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

(岩沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 岩沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年 条例第17号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(岩沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 岩沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例(平成26年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第36条第3項中「「利用の申込みに係る法第19条第1号」を「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。